

「実質的支配者」のご申告について

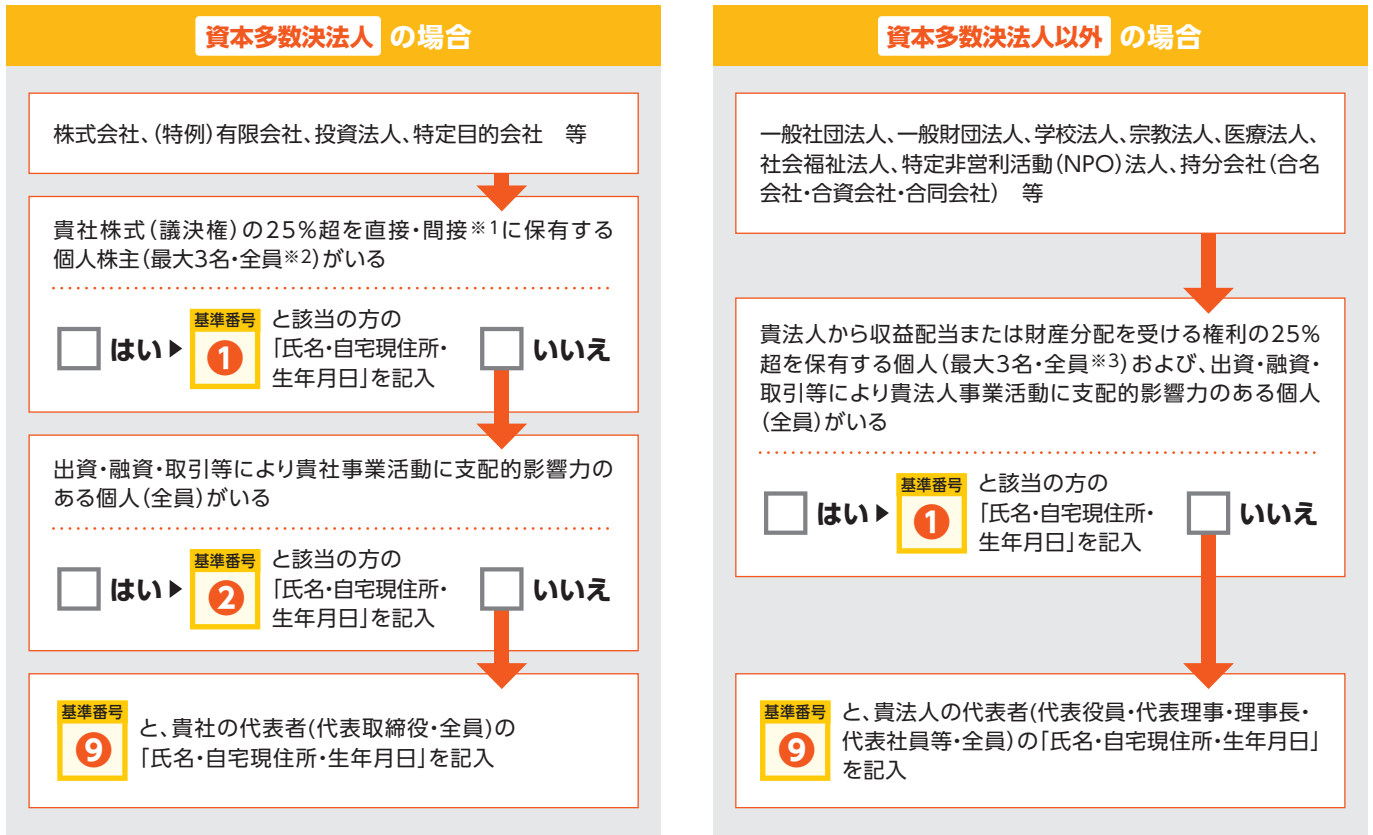
実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人をいい、一般的に、株式会社の場合は主要個人株主がこれに該当します。

お申し込み法人の実質的支配者(主要個人株主・代表者など)について、株主名簿や登記事項証明書等をご確認のうえ、必ずご記入ください。

資本関係が複雑である等のやむを得ない理由により①または②に該当する個人を把握できない場合には、⑨に該当する個人(代表者全員)をご記入ください。

実質的支配者の確認方法

※個人事業者(非法人)の場合は、「実質的支配者」に関するご記入は不要です。



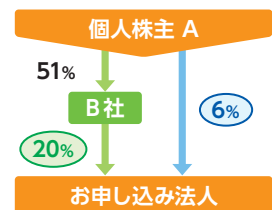
上記の基準(①/②/⑨)のいずれかに該当する個人が、貴社または貴法人の「実質的支配者」となります。
 その方(それらの方々)の該当する基準番号(①/②/⑨)および「氏名・自宅現住所・生年月日」を、記入面の⑥にご記入ください。

- ※1 個人株主が株式の50%超を保有する他社が保有する貴社株式を含みます。(下記例ご参照)
- ※2 ただし、50%超を直接・間接に保有する個人株主がいる場合は、その方1名のみとなります。
- ※3 ただし、50%超を保有する個人がいる場合は、その方1名のみとなります。

例 直接保有・間接保有について

個人株主Aがお申し込み法人株式の6%を保有(直接保有)、また個人株主AはB社株式の51%を保有し、B社がお申し込み法人株式の20%を保有(間接保有)する場合、個人株主Aはお申し込み法人の実質的支配者となります。

直接保有6% + 間接保有20% = 26% > 25% (貴社株式(議決権)の25%超え)



実質的支配者が4名以上になる場合は、下記専用URLより追加用補充書類を印刷いただき、必要事項をご記入のうえ、同封の入会申込書(複写式)の1枚目とホチキス留めいただき送付してください。

印刷用専用URL <https://www.eneos.co.jp/corporate-card/sharyo.html>